3	削除
［4～7　略］	

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

3	(1)　和歌山県田辺市朝日ヶ丘23―1　(70.40) (2)　和歌山県西牟婁郡白浜町3029―6　(131.70) 北緯33度43分56秒東経135度23分28秒の地点と北緯33度43分11秒東経135度22分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度41分20秒東経135度21分33秒の地点と北緯33度40分22秒東経135度20分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4～7　同左］	

［2・3　同左］

○厚生労働省告示第二百五十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十一の二第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（令和八年厚生労働省告示第百七十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

第二条　基礎的研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	ＪＣ―ＮＥＴ基礎的研修
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中央区田町二百二十三番地二十一ビオラ田町三階	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん就労支援基礎的研修
国立大学法人兵庫教育大学	兵庫県加東市下久米九百四十二番地一	令和八年七月一日から令和十一年三月三十一日まで	兵庫教育大学就労支援基礎的研修

改　正　前

第二条　基礎的研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修期間		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	ＪＣ―ＮＥＴ基礎的研修
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中央区田町二百二十三番地二十一ビオラ田町三階	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん就労支援基礎的研修
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）